№ 09 | The Lives of the lawyers

高齢者問題は時代のニーズ

進むべき〝弁護士の道〟を探し続ける

弁護士法人ブレインハート法律事務所の代表社員弁護士・菅野晴隆氏は
「頭でクールに処理するだけでなく、人の心に寄り添って事件を解決していくことを
肝に銘じるために、ブレインハートと名付けた」と語る。
市民にとってアクセスしやすい法律事務所であるために、常にホスピタリティを意識してきた。
時代の流れを読み、高齢社会が深刻化する中でいち早く高齢者問題に取り組んできた菅野氏に、
これまでとこれからの活動についてお話を伺った。

時代の変革期に芽生えた危機感

「高齢者問題に取り組む中では、こちらから働きかけて弁護士を必要としている人を探し、見つけださないと、本当に保護が必要な人にはつながらないんです」

菅野晴隆氏は、市民にとって弁護士にアクセスしづらい状況を常に思い悩んできた。

「弁護士に馴染みがないため、特に高齢者の問題においては、福祉関係者でさえ弁護士のかかわる必要性が見えないんです。そのため市町村役場や社会福祉協議会などにもお伺いして、できるかぎり弁護士の役割を伝える機会を持つようにしています」

菅野氏が高齢者問題にかかわり始めたのは2001年。福島県社会福祉協議会の中に、高齢者等への権利擁護事業に関連して契約締結審査会が設置され、2004年までの3年間、委員長を務めたことがきっかけとなった。

「当時、従来の禁治産制度から新たな成年後見制度へと変化する時代の大きな流れがあったんですね。また、高齢者や障害者の方に対する福祉サービスが、『措置』から『契約』へと変化した時期でもあるんです。

しかし、福祉関係者は契約の概念に慣れていません。医師や社会福祉士などの専門職の方々が集まりましたが、契約についてはやっぱり弁護士が詳しいだろうということで、委員長を務めさせていただきました。案件を審査していく中で、とても一人暮らしできないような独居高齢者や、施設にいても法的ケアが行き届いていない高齢者や障害者の方々が多くいることを知り、驚きましたよ」

成年後見制度が本格化し、高齢者が増加する中で、菅野氏は危機感を高めていった。

お葬式や散骨まで多岐にわたる弁護士の仕事

ブレインハートは2008年に事務所を弁護士法人化し、2009年以降、相馬（福島）、米沢（山形）、仙南（宮城）へとオフィスを増設していった。

「いわゆる司法過疎の地域にオフィスを展開してきたのは、少しでも地域の方々が弁護士にアクセスしやすくなるようにと考えたからですが、高齢化の進んでいる地域でもあることから、自然と高齢者の方々のお役に立てるような仕事が増えていきました。

ブレインハートの大きな特徴は、成年後見やホームロイヤーを法人として担当できるというところですね。

一番のメリットは、複数人で対応できること。事務職員も担当者を決めていますので、高齢者の方々も話しやすいようです。それに加えて、組織的に対応できることも挙げられます。例えば、弁護士が病気や転勤などの理由で担当が変わってしまったとしても、継続して支援することができるんです」

2016年4月に成年後見利用促進法が成立し、事件数はさらに増加していくと予想されるが、課題は山積している。

「制度ができても担い手次第なんです。一つひとつの処理や対応が確立されておらず、弁護士も苦慮しながらケースバイケースで対応するしかありません。その中で、意図せず横領のような事態になってしまうこともあります。だからこそ、担い手が意識を高めて使いやすい制度へと改善し続けていかなければならないんです。

被後見人の権利や意思をどのように尊重し、考慮していくかについても答えの出にくい問題です。

例えば、ある被後見人の方はご高齢で認知症があるのですが、お体はお元気なので毎日遊びに行ってお金を使ってしまう。なのに『弁護士にお金をとられた』と、裁判所に連絡したりするんです。

その方にご自身のしたことをカレンダーに記入していただいたり、金庫の中身を写真に撮って記録したり。福祉施設への入所が決まった時も、当事務所の弁護士と事務職員が生活のための日用品や着替えを購入して、施設へ持参しました。

これまでの弁護士の仕事とはまったく違いますよね。お葬式の段取りをしたこともありますし、亡くなったら散骨してくれと依頼されている案件もあります。

高齢者問題というのは本当に業務の幅が広いので、もっとも大変なジャンルの一つだと思います。それでも、これから高齢者が増えていくことは明白ですし、少しでもお役に立てるように考え続けなければなりません」

弁護士へのアクセス改善 利用者目線の法的サービス

福島を拠点にオフィスを展開してきたブレインハート法律事務所は、今年6月に六本木オフィスを開設し、同時に「オンライン弁護士相談」のサービスを開始した。

「これまでもブレインハートは弁護士の近寄りがたさを取り払いながら、市民の方々が利用しやすい法律事務所となるように心がけてきました。

どこの地域であっても、独居高齢者や福祉施設で動けない方、弁護士に相談したくても訪ねてこれない人たちはいます。

オンライン相談は、自宅にいながら相談ができ、相談費用も端末からクレジットカード決済ができるというものです。せっかくいいアドバイスができても、福島にしかオフィスがないと思われてしまえば、そこで終わってしまいます。でも、東京に拠点を置けば、もっと踏み込んでお役に立てることがあるかもしれない。そうしたアクセスの良さを目指しました。

もう一つは、距離や精神的な問題だけでなく、子育てなどの時間的な問題でアクセスできない人たちのためです。わざわざ出かけて相談することはできないけれども、家事の合間に30分や1時間、家でなら時間がとれる。そんな人たちがいるのでは、と考えたんです。

今は突飛な発想かもしれませんが、5年、10年たった時に『弁護士に相談するのに、なんでわざわざ事務所に行かなきゃいけないの?』という時代がくるかもしれません」

誰もが利用できる法的サービスを実現すべく、菅野氏の挑戦は続いていく。

Profile | 弁護士 菅野晴隆氏

慶応義塾大学卒業後、1997年に弁護士登録。2000年4月にブレインハート法律事務所を独立開業、2008年4月に弁護士法人化、同法人の代表社員社長に就任。2008年4月から2010年3月まで福島県弁護士会副会長。2009年10月から福島家庭裁判所 家事調停委員。